



島根県報

令和5年10月6日（金）
号外第107号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始(2件)	(")	3

告 示

島根県告示第671号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年10月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	斐川一畑大社線	出雲市坂浦町字大平3543番2地先から同3544番1地先まで	前	メートル 14.60～ 15.20	メートル 35.80	出雲県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	17.20～ 28.10	35.80	

島根県告示第672号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年10月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川一畑大社線	出雲市坂浦町字大平3543番2地先から同3544番1地先まで	メートル 35.80	令和5年10月6日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第673号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年10月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡西ノ島町大字美田字田原2124番地先から同地先まで	メートル 12.68	令和5年 10月6日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡西ノ島町大字美田字田原2117番3地先から同地先まで	8.18	令和5年 10月6日		
県道	掛合大東線	雲南市三刀屋町多久和732番1地先から同番6地先まで	25.89	令和5年 10月6日	雲南県土整備事務所	
〃	〃	雲南市三刀屋町多久和789番1地先から同地先まで	9.52	令和5年 10月6日		